

忘れずに納めましょう

個人市・県民税の仕組み

税金のことは
難しく
よく分かりません。
分かりやすく
教えてください。



豊かで安心できる地域社会をつくるため、住んでいる人が広く負担する個人市・県民税。その仕組みを紹介します。

個人市・県民税とは…

福祉サービスや都市整備など、まちの維持・発展に必要な行政サービスを行うために必要な経費を広く住民の皆さんに負担していただくものが個人市・県民税です。税額の計算は前年の所得に基づいて行われ、一定の所得がある人に同じ金額を負担していただく「均等割額」と、所得に応じてかかる「所得割額」の合計額が個人市・県民税となります。



個人市・県民税を納める人(納税義務者)

平成30年1月1日(賦課期日)に住んでいた市町村に納めます(1月2日以降に死亡・転出した人もその年度分は課税されます)。納税義務者には6月11日(月)に納税通知書を送付します。なお、給与から特別徴収される人は5月15日に事業所宛てに送付しています。

対象となる所得

平成30年度の税金は、平成29年1月1日から12月31日の所得に基づいて計算されます。

個人市・県民税が課税されない人(非課税者)

- 賦課期日現在で生活保護法による生活扶助を受けている人
 - 寡婦または寡夫、障がい者^{*}、未成年者(平成10年1月3日以降に生まれた人)で、前年中の合計所得金額が125万円以下の人
 - 前年中の合計所得金額が次の算式で求めた額以下の人
 - ・控除対象配偶者および扶養親族がいない人 → 31万5,000円
 - ・控除対象配偶者または扶養親族がいる人
→ 31万5,000円 × (控除対象配偶者 + 扶養親族数 + 本人) + 18万9,000円
- ^{*}障がい者…身体障害者手帳1～6級、精神障害者保健福祉手帳1～3級、療育手帳A・Bを所持している人 ▶ 65歳以上で介護保険の要介護・要支援の認定を受けている人

個人市・県民税の納め方

個人市・県民税の納め方は、次の3通りの方法があります。ただし、2種類以上の収入がある場合は、2つ以上の方法を併用して納める場合がありますので、6月11日(月)に送付する「納税通知書」を確認してください。

特別徴収(給与天引き)

給与支払者である事業主が、従業員の個人市・県民税を毎月の給与から天引きして納めます。

対象者

前年中に給与の支払いを受けた人で、平成30年4月1日に給与の支払いを受けている人

特別徴収(年金天引き)

公的年金支払者が、個人市・県民税を年金から天引きして納めます。

対象者

前年中に公的年金等の支払いを受けた人で、平成30年4月1日に老齢基礎年金等の支払いを受けている65歳以上の人のうち、公的年金等に対する課税のある人

普通徴収(個人納付)

本市から送付される納付書または口座振替によって年4回で納めます。

平成30年度 納期限	1期	2期	3期	4期
	7月2日(月)	8月31日(金)	10月31日(水)	平成31年 1月31日(木)

対象者

給与からの特別徴収や公的年金からの特別徴収の方法で納める対象でない人

納付できる場所

- 市内に営業所のある金融機関
- 四国内のゆうちょ銀行および郵便局(納期限内に限る)
- コンビニエンスストア(納期限を過ぎた場合、または合計金額が30万円を超える場合は納付不可)
- 納税課(市役所本館2階)、支所
- 市民サービスセンター(納期限内に限る)

配偶者特別控除・配偶者控除の見直し

「働き方改革」を税制面から後押しするため、配偶者特別控除と配偶者控除が見直されました(平成30年1月1日以降の収入が対象)。

■市・県民税の配偶者特別控除で、控除額33万円の対象となる配偶者の合計所得金額の上限が45万円(給与収入110万円)未満から90万円(給与収入155万円)以下に引き上げられます。なお、この限度額を超えても所得区分に応じた控除額の適用があります。

■配偶者特別控除・配偶者控除を適用する納税義務者に所得制限が設けられます。納税義務者の合計所得金額が900万円(給与収入1,120万円)を超えると段階的に控除額が減少し、1,000万円(給与収入1,220万円)を超えると適用がなくなります。

個人市・県民税について
理解していただけました
でしょうか?
税金は忘れずに納めま
しょう。



☎市民税課 ☎948-6291 ~ 6298 ・ 📠934-1802